

○内閣府令第 号
厚生労働省

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行に伴い、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

厚生労働大臣 根本 匠

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年 大蔵省 令第一号）の一部を次のように改正する。
労働省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(金庫の子会社の範囲等) 第四十五条 [略]</p> <p>〔2〕5 略〕</p> <p>6 法第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次項において同じ。)に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>四 中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する認定を受けている会社</p> <p>7 法第五十八条の三第一項第二号の二又は第五十八条の五第一項第七号の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。</p> <p>一 中小企業等経営強化法第十四条第一項に規定する承認を受けて</p>	<p>(金庫の子会社の範囲等) 第四十五条 [同上]</p> <p>〔2〕5 同上〕</p> <p>6 [同上]</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>四 中小企業等経営強化法第十条第一項に規定する認定を受けている会社</p> <p>7 [同上]</p> <p>一 中小企業等経営強化法第八条第一項に規定する承認を受けてい</p>

<p>いる会社 「二〇八 略」 「八〇 略」</p>	<p>る会社 「二〇八 同上」 「八〇 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この命令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。